

2. 福祉局の事務分掌

総 務 部

総 務 課

- (1) 局の文書及び人事並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること
- (2) 社会福祉法人の設立の認可、社会福祉連携推進法人の認定並びに社会福祉法人及び社会福祉施設並びに社会福祉連携推進法人の監督及び指導に関すること。
ただし、他の所管に属するものを除く。
- (3) 他の部及び課の主管に属しないこと

経 理 ・ 企 画 課

- (1) 局の予算、決算及び物品に関すること
- (2) 局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること
- (3) 局所管不動産の管理並びに施設の建設及び改良に関すること

生 活 福 祉 部

地 域 福 祉 課

- (1) 地域福祉の推進に係る施策の連絡調整及び地域福祉計画に関すること
- (2) 区における福祉業務の連絡調整に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (3) 地域福祉の推進を担う人材の養成に関すること
- (4) 民生委員に関すること
- (5) 他の課の主管に属しないこと

自 立 支 援 課

- (1) ホームレスの自立の支援に係る施策の調査、企画及び実施に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (2) あいりん地域の環境改善対策の企画、立案及び実施に関すること
- (3) 生計困難者のための宿泊所の提供に関すること
- (4) 西成市民館に関すること
- (5) 生活困窮者自立支援法に関すること
- (6) 生活保護法に基づく保護の決定及びこれに伴う保護費の支払等（大阪市生活保護法施行細則（昭和31年大阪市規則第63号）第2条第1項各号に掲げる者に係るものに限る。）に関すること

保 護 課

- (1) 生活保護法に関する事
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関する事
- (3) 社会福祉法人等の設置する保護施設の指導に関する事
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事

保 険 年 金 課

- (1) 国民健康保険に関する事
- (2) 後期高齢者医療に関する事
- (3) 国民年金、特別障がい給付金及び年金生活者支援給付金に関する事
- (4) 老人医療費及び重度障がい者医療費の助成に関する事
- (5) 特命による介護保険料の徴収に関する事

福 祉 シ ス テ ム 課

- (1) 総合福祉システム、国民健康保険等システム及び介護保険システムの運用及び開発に関する事
- (2) 局業務の情報化に関する事

障 が い 者 施 策 部

障 が い 福 祉 課

- (1) 障がい者福祉施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事
- (2) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法（同法第4条第2項に規定する障害児に関する事に限る。以下この条において同じ。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (3) 特命による発達障害者支援法に基づく発達障がい者の就労の支援等に関する事
- (4) 特別児童扶養手当等に関する事
- (5) その他身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、障がい児及び戦傷病者の福祉に関する事
- (6) 他の課の主管に属しない事

障 が い 支 援 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス等及び児童福祉法に基づく障がい児支援に関する事

運 営 指 導 課

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく施設及び事業所の指定及び指導等に関する事。ただし、他の所管に属するものを除く。

高 齢 者 施 策 部

高 齢 福 祉 課

- (1) 高齢者福祉施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事
- (2) 老人福祉法に関する事。ただし、他の課の所管に属するものを除く。
- (3) 市設の老人福祉センターの管理運営に関する事
- (4) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進に関する事
- (5) その他高齢者の福祉に関する事
- (6) 他の課の主管に属しない事

地域包括ケア推進課

- (1) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（訪問事業及び通所事業を除く。）及び包括的支援事業等に関する事

高 齢 施 設 課

- (1) 老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備に係る調査、企画及び連絡調整並びに設置の認可等に関する事
- (2) 特命による介護保険法に基づく介護サービス事業者の指定等に関する事

介 護 保 険 課

- (1) 介護保険法に関する事。ただし、他の所管に属するものを除く。
- (2) 有料老人ホームの指導等に関する事

弘 済 院

管 理 課

- (1) 事業及び患者の調査並びに統計に関すること
- (2) 使用料及び医療費等の徴収に関すること
- (3) 徴収金及び措置費の収入に関すること
- (4) 特別養護老人ホームへの入退所に関すること
- (5) 特別養護老人ホームの入所者の介護、相談及び処遇に関すること
- (6) 特別養護老人ホームの入所者の所持金品の保管及び処分に関すること
- (7) 特別養護老人ホームの入所者の給食並びに栄養の相談及び指導に関すること
- (8) 附属病院の主管に属しないこと

附 属 病 院

各 診 療 科

- (1) 患者の診療及び医学的研究に関すること
- (2) 患者の機能回復訓練に関すること
- (3) 医師等の研修に関すること
- (4) その他医務に関すること

中 央 臨 床 検 査 部

- (1) 診療に必要な諸検査に関すること

薬 剤 部

- (1) 調剤及び製剤に関すること
- (2) 薬品の管理に関すること

看 護 部

- (1) 患者の看護に関すること
- (2) 看護師その他の看護職員の勤務に関すること
- (3) 看護師その他の看護職員の研修及び看護学生の実習指導に関すること

栄 養 部

- (1) 入院患者の給食に関すること
- (2) 患者の栄養の相談及び指導に関すること

患 者 支 援 部

- (1) 医療相談、医療社会事業、地域医療機関との連絡調整その他患者の支援に関すること
- (2) 患者の入退院に関すること

心身障がい者リハビリテーションセンター

管 理 課

- (1) 心身障がいに関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供並びに研修の企画に関すること
- (2) 他の課の主管に属しないこと

相 談 課

- (1) 心身障がい者の更生援護のための総合的な相談及び指導並びに医学的、心理学的及び職能的判定に関すること
- (2) 身体障がい者の補装具の処方及び適合判定に関すること
- (3) 発達障害者支援法に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

診 療 所

- (1) 心身障がい者等の医学的診査その他治療に関すること
- (2) 薬品及び衛生材料の管理に関すること
- (3) その他医務に関すること